

中部運輸局自動車交通部

令和4年1月7日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、片岡、安田 TEL 052-952-8038

愛知運輸支局 輸送・監査担当

久世、岡本 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 西三交通

住所：愛知県豊田市羽布町金山29番地

営業所：本社営業所（愛知県豊田市羽布町金山29番地）

2. 監査端緒

当該事業者から、「令和3年11月10日～11月12日の3日間、自動車検査証の有効期限が切れた車両1両を運行させた」との報告を受け、当該事業者の本社営業所に対し、監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

（道路運送車両法第58条第1項）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和4年1月7日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 60日車（1両×60日間）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 6点

当該事業者の累積違反点数 6点